

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部都市経営戦略部
件 名	令和7年度さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能検討支援業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－4－4 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 6 月 3 日
契 約 の 相 手 方 名	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
契 約 金 額	8,465,380円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和6年3月に策定した「新庁舎整備等基本計画」に基づき、財政負担の軽減、来庁者等の利便性向上、街区のにぎわい創出などに資することを目的に導入する民間機能について、令和8年度以降に予定している事業者公募に向けて、実施方針及び公募要項案等の策定支援や事業者選定委員会の運営支援等を行うものである。 本業務において、導入機能の方向性の具体化、最適な事業スキームの深掘り、その他民間事業者の参入意欲の創出・向上を適切に実施する必要があり、「新庁舎整備等基本計画」を理解し、民間事業者との個別対話を踏まえた上で、新庁舎との親和性や新庁舎及び市民広場とともに常に活気とにぎわいのある、地域の複合交流拠点の形成に寄与する方向性を限られた期間内に導き出すことが求められる。 よって、業務受託者の選定方法として、価格要素のみではなく、受託者の企画提案力やアウトプット、そこに至るまでの検討過程を総合的に評価できる、公募型プロポーザル方式を採用し、最優秀提案者を特定の上、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部都市経営戦略部
件 名	令和7年度さいたま市市民参加による魅力発信情報誌制作等業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－4－4さいたま市役所外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 6 月 2 日
契 約 の 相 手 方 名	総合商研株式会社 さいたま営業所
契 約 金 額	5,306,739円
随意契約によること とした理由	本業務は市民自らが市の隠れた魅力ある地域資源を選び出し、デザインの視点で訴求する情報誌を制作する業務である。 当該事業は市民参加によって情報誌を制作する過程が重要となる。市民ライターの公募、原稿制作のレクチャー及びワークショップを提案者に委ねることにより、民間が持つノウハウや創意工夫、ネットワークを最大限引き出す必要があることから、受託者の選定方法として、公募型プロポーザル方式を採用した。 上記方式により、最高評価を得た業者と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市区役所業務における業務改革支援業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6－4－4 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 14 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社ガバメイツ
契 約 金 額	4,730,000円
随意契約によること とした理由	令和6年度に、西区役所において、本業務と同様「書かない窓口」の導入を前提とした「業務量調査」及び「業務改善支援」を実施した。令和6年度業務委託者は、本市の区役所業務における実情等を熟知し、「書かない窓口」の導入効果を最大限引き出すノウハウや知識・知見等がすでに備わっているうえ、業務分析・可視化ツール「GovmatesPit」に登録されている西区役所の業務手順書情報や同規模自治体の手順書等を活用したBPRに取り組むことで、改善施策の円滑な横展開・模倣や、10区のベンチマーキングにより書かない窓口導入の効果を最短で発揮することが可能となる。上記を含めた総合的な観点で本市にとっては「有利」であると考えるため、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市連携基盤システム標準化対応業務(令和7年度追加分)
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	48,400,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、「さいたま市統合基盤等システムソフトウェア賃貸借」で導入した「連携基盤システム」について、令和7年度にガバメントクラウド上に構築するオブジェクトストレージを経由し、ガバメントクラウド上に構築する選挙システム、後期高齢者医療システム、国民健康保険システム、健康管理システムが庁内システムとデータ連携できるよう、ファイル連携用フォルダを作成し、連携検証作業を実施するものである。 これらの作業は、連携基盤システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市番号連携システム標準化対応業務(令和7年度追加分)
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	37,400,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、「さいたま市統合基盤等システムソフトウェア賃貸借」で導入した「番号連携システム」について、ガバメントクラウド上に構築する、国民健康保険システム、健康管理システムとのデータ連携検証作業を実施するものである。 これらの作業は、番号連携システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市システム標準化における住民記録システムIF改修業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	2,200,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和7年度にさいたま市国民健康保険システム・後期高齢者医療システムがガバメントクラウドへ移行することに伴い、各システムとさいたま市住民記録システムとの間で国の定める機能別連携仕様に則った新規の連携が発生する予定である。本業務は、現行の住民記録システムに対し、国の定める機能別連携仕様に則った連携がさいたま市統合基盤を介して可能となるよう機能を追加するものである。 これらの作業は、さいたま市住民記録システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市帳票印刷業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 1 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社コタニ 浦和営業所
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 29,911,101円 宛名シール40円/1枚 事業所税申告書280円/1枚 外116種類
随意契約によること とした理由	本業務は、情報システム最適化の一環として「スケールメリットを生かした費用削減」を実現することを目的とし、大量印刷について運用負担の軽減を図るため、基幹系システムより出力される帳票データ処理を外部委託に一括して業務を行うものである。 当初、一般競争入札を実施し、1者の入札があったが、落札者がなかった。 本業務が遅延することにより市民に影響を及ぼす恐れがあり、改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市システム標準化における障害福祉システムIF改修業務
履 行 場 所	さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 5 月 9 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	4,257,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和7年度にさいたま市国民健康保険システムがガバメントクラウドへ移行することに伴い、障害福祉システムとの間で国の定める標準仕様のデータ項目に則った新規の連携が発生する予定である。本業務は現行の障害福祉システムに対し、国の定めるデータ項目に則った連携がさいたま市統合基盤を介して可能となるよう機能を追加するものである。 これらの作業は、さいたま市障害福祉システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市システム標準化における税システムIF改修業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	33,550,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和7年度にさいたま市就学援助システム、生活保護システム、健康管理システムがガバメントクラウドへ移行することに伴い、各システムとさいたま市税システムとの間で国の定める機能別連携仕様に則った新規の連携が発生する予定である。本業務は、現行の税システムに対し、国の定める機能別連携仕様に則った連携がさいたま市統合基盤を介して可能となるよう機能を追加するものである。 これらの作業は、さいたま市税システムの仕様、業務ソフトウェアに関する詳細な情報及び対応するための知識を有している必要があり、システムの詳細な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市統合基盤システム番号制度令和7年度データ標準レイアウト改 版対応業務
履 行 場 所	さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 30 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	18,450,300円
随意契約によること とした理由	本業務は、平成29年9月から自治体間で開始された番号制度に係る情報連携(以下本稼働)に対応するため、平成27年度にさいたま市で構築した番号連携サーバ及び中間サーバの、本稼働後のデータ標準レイアウトの改版への対応を実施するものである。 番号連携サーバ及び中間サーバの本稼働後のデータ標準レイアウトの改版への対応については、既存システムの開発、保守運用を行い、システムの仕様に関する詳細情報と著作権を有する富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部以外には実施できないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市住民記録システム標準化に伴う連携テスト対応業務
履 行 場 所	さいたま市内 さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 25 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	19,360,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和7年度に標準化・ガバメントクラウドへ移行する各業務システムについて、確実かつ迅速に稼働を行うために、現行の住民記録システムから住記宛名のセットアップデータを抽出し、各業務システムと現行住記宛名のデータを連携できるよう対応するものである。 住民記録システムからのデータ抽出については、現行システムの開発、保守運用を行い、システムの仕様に関する詳細情報と著作権を有する富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部以外には実施できないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市次期自治体中間サーバー・プラットフォーム移行業務
履 行 場 所	さいたま市内 データセンター 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 5 月 27 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	13,200,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、平成29年9月から自治体間で開始された番号制度に係る情報連携(以下本稼働)に対応するため、平成27年度にさいたま市で構築した番号連携サーバ及び中間サーバの、本稼働後の中間サーバ機器更改にともない番号連携システムと中間サーバを接続する新VPN装置の機器更改をするものである。 番号連携サーバ及び中間サーバの本稼働後の新VPN装置を機器更改するにあたり、既存システムの開発、保守運用を行い、システムの仕様に関する詳細情報と著作権を有する富士通Japan株式会社埼玉・群馬公共ビジネス部以外には実施できないため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市基幹系システム次期共通認証連携対応業務
履 行 場 所	さいたま市データセンター外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 5 月 30 日
契 約 の 相 手 方 名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契 約 金 額	6,437,904円
随意契約によること とした理由	本業務は、業務システムを次期共通認証システムに切り替える際の作業 立会いおよび業務システムの動作確認を行うことであり、システムの詳細 な情報、ソフトウェアの著作権を有しているシステム構築業者である富士 通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部でしか作業が出来ないた め、当該相手方と随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部デジタル改革推進部
件 名	さいたま市令和7年国勢調査調査用地図作成等業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 22 日
契 約 の 相 手 方 名	国際航業株式会社 埼玉支店
契 約 金 額	11,550,000円
随意契約によること とした理由	本業務は庁内で既に稼働している統合型地理情報システムに、総務省統計局から提供を受けるCMS(センサス・マッピング・システム)データをセットアップし、地理情報システムから調査区の確認ができるようにするとともに、調査員や指導員等が使用する現地調査用の地図を作成する業務である。 国勢調査の調査区は、調査員の担当区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査の正確性を期するために設定されたものであり、調査を正確かつ円滑に行うためには、担当職員が調査区の確認を迅速に行える事務環境を整備することが必要であるため、既に庁内で稼働している地理情報システムにCMSデータを取り込み、情報端末上で、調査区設定時の人口、世帯数といった属性情報を含めた調査区の検索ができるようにすることが不可欠である。こうした機能の提供は、本システムの著作権等、排他的権利を保有する運用保守管理業者しか履行できないため、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部未来都市推進部
件 名	令和7年度岩槻駅周辺まちづくり調査等業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 6 月 9 日
契 約 の 相 手 方 名	株式会社エイト日本技術開発 北関東支店
契 約 金 額	9,955,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、地下鉄7号線延伸による結節化という大きなインパクトを踏まえた上で、長期的かつ先進的な視点から岩槻駅周辺のまちの将来像を設定し、将来像の実現に必要なハード・ソフト施策を検討するもので、高度な創造性や専門性を要する。 そのため、受託者の実績の詳細や業務遂行能力を測ることができ、かつ民間事業者の高度な創造性、専門的経験を反映できるような業務仕様を定めるために、公募型プロポーザルにより選定した優先交渉権者と、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部未来都市推進部
件 名	令和7年度地下鉄7号線中間駅周辺地区まちづくり検討業務
履 行 場 所	さいたま市岩槻区浮谷地内外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 5 月 30 日
契 約 の 相 手 方 名	PwC・ランドブレイン特定共同企業体
契 約 金 額	51,197,960円
随意契約によること とした理由	本業務は、これまでの中間駅まちづくりの取組を踏まえ、地域との連携、民間事業者との連携を図りながら、まちづくりの実現化方策や土地地区画整理事業の概略計画について検討を行うものであり、将来の新市街地としてまちづくりの計画をまとめていくにあたり、既存の枠組みにとらわれず、先進的な視点により取り組む必要がある。 そのため、受託者の実績の詳細や業務遂行能力を測ることができ、かつ民間事業者の高度な創造性、専門的経験を反映できるような業務仕様を定めるために、公募型プロポーザルにより選定した優先交渉権者と、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部未来都市推進部
件 名	令和7年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 6 月 9 日
契 約 の 相 手 方 名	ランドブレイン株式会社 埼玉事業所
契 約 金 額	8,756,000円
随意契約によること とした理由	本業務は、これまでリノベーションまちづくりの取組をきっかけに生まれた事業やイベントにより起こっているまちの変化を、さらに高めるために、新たなまちのプレイヤーの発掘や、事業化案件の新規創出を行い、地域価値の向上を図る業務である。 受託者の実績の詳細や業務遂行能力を測ることができ、かつ民間事業者の高度な創造性、専門的経験を反映できるような業務仕様を定めるために、公募型プロポーザルにより選定した優先交渉権者と、随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	都市戦略本部未来都市推進部
件 名	地下鉄7号線延伸線計画調査業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6-4-4 外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 4 月 2 日
契 約 の 相 手 方 名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道技術センター
契 約 金 額	59,994,000円
随意契約によること とした理由	本業務は地下鉄7号線延伸線計画調査業務として、整備計画、収支計画、運行計画等について調査・検討する業務である。 契約の相手方は、延伸事業の補助スキームとして最も適した都市鉄道等利便増進法を適用するにあたり、国への認定申請を行える鉄道事業団体である。また、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道整備に関して、整備主体として唯一、実績を有する団体であることから、事業化へ向けた国との事前協議や申請手続きを前提にした調査ができる。 当該業務を遂行できるのは1者しかいないため、特命随意契約とするものである。 【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号